⑷　大阪府道高速大阪松原線
⑸　大阪府道高速大阪堺線
⑹　大阪府道高速大阪西宮線
⑺　大阪府道高速湾岸線
⑻　大阪市道高速道路森小路線
⑼　大阪市道高速道路西大阪線
⑽　大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区島屋二丁目から同区北港二丁目まで
⑾　兵庫県道高速大阪池田線
⑿　兵庫県道高速神戸西宮線
⒀　兵庫県道高速大阪西宮線
⒁　兵庫県道高速湾岸線
⒂　神戸市道高速道路２号線のうち神戸市長田区西尻池町から同市須磨区白川まで
⒃　兵庫県道高速北神戸線
⒄　神戸市道高速道路北神戸線
⒅　神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで

２　基本料金の額

阪神高速道路（記１の路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、１回の通行につき、以下のとおりとする。

⑴　１キロメートル当たり料金の額と固定額

①　１キロメートル当たり料金の額

普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満のものをいう。以下同じ。）の利用距離に対して課する１キロメートル当たり料金の額は、29.52円とする。

②　利用１回に対して課する固定額

利用１回に対して課する普通車の固定額は、276.19円とする。

③　大型車（車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第３条に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）の１キロメートル当たり料金の額及び利用１回に対して課する固定額は、普通車の２倍とする。

⑵　適用方法

①　利用距離

阪神高速道路の出入口（阪神高速道路の入口及び出口をいい、それぞれ阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社又は神戸市道路公社等の管理する道路との接続部を含む。以下同じ。）の相互間の利用距離は、別添１によるものとする。ただし、ＥＴＣ車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第１条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ＥＴＣシステム」という。）を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、ＥＴＣカード（同省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めたＥＴＣシステム利用規程（平成20年12月１日。以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。）〕以外の自動車は、阪神高速道路の入口から利用可能（記〔３〕２に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。）な最遠の出口までの距離（別添２の表に掲げる出入口間を利用する場合においては、同表に掲げる当該出入口間の利用距離）を利用距離とする。

②　出入口の相互間の料金の計算額

出入口の相互間の料金の計算額は、別添１に定める出入口の相互間のキロ程に応じて、車種ごとに次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額＝ＬＲ＋Ｆ（単位：円）

注）上記計算式においてＬ、Ｒ及びＦは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ：出入口の相互間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｒ：１キロメートル当たり料金の額（単位：円）

Ｆ：利用１回に対して課する固定額（単位：円）

③　通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口をＡランプ、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をＢランプ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をＣランプ、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口をＤランプとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、Ａ、Ｂ、Ｃ及びＤ各ランプの走行により迂回走行した自動車が、阪神高速道路を順方向に走行し、Ｃランプにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

イ　ＥＴＣ車の場合の料金調整

ＡＢ各ランプ間の利用距離とＣＤ各ランプ間の利用距離を合算して、記②の計算式により算出した料金を適用する。

ロ　ＥＴＣ車以外の自動車の場合の料金調整

ＡＢ各ランプ間の通行とＣＤ各ランプ間の通行を１回の通行とみなして、Ａランプからの利用距離に応じて記②の計算式により算出した料金を適用する。

⑶　消費税等の取扱い及び料金の単位

記⑵②に定める方法により算出した車種ごとの出入口の相互間の料金の計算額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

３　特別の措置

料金の額については、記２にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。

⑴　料金の額

①　阪神高速道路の出入口の相互間を通行する自動車に適用する１回の通行に係る料金の額は、記②の利用距離に応じて、それぞれ下表の料金の欄に掲げる額を適用する。

利用距離	料金（円）	
	普通車	大型車
6.0km以下	500	1,000
6.0km超～12.0km以下	600	1,200
12.0km超～18.0km以下	700	1,400
18.0km超～24.0km以下	800	1,600